

**鳥取県選挙管理委員会告示第20号**

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- |             |                    |       |
|-------------|--------------------|-------|
| 1 選挙長       | 鳥取市賀露町北三丁目26-14    | 船本 源司 |
| 2 選挙長の職務代理者 | 岩美郡岩美町大字大谷2182-510 | 板倉 高司 |